

日本労働年鑑 第57集 1987年版
The Labour Year Book of Japan 1987

特集 国鉄分割・民営化問題

III 分割・民営化と国鉄労働組合運動

4 余剰人員対策の提案と労働組合の対応

余剰人員対策の提案と組合の要求

国鉄当局は、前述のように八四年六月五日に「余剰人員対策について」という計画を運輸大臣に提出したが、それによると、(1)勸奨退職の促進など退職制度の見直し、(2)退職前提退職、復職前提退職など休職制度の改定・拡充、(3)派遣制度の拡充をはかる、といった内容であった。そして、こうした計画の具体案を七月一〇日に各組合に提案した。

国労は約二万五〇〇〇人の余剰人員を、「当局の無計画な減量経営、合理化の強行がもたらした結果だ」と批判し、当局提案を「分割・民営化の地ならしの一環」と見なしている。そして、六月六日からの中央委では、余剰人員解消策として打ち出した一時帰休制の導入などを「解雇の前段攻撃」と位置づけ、「一人の首切りも許さない」という目標を確認し、「組織の総力をあげて粘り強くたたかう」と決定した。国労は七月六～七日に、余剰人員の労働条件についての団体交渉を拒否している国鉄当局に抗議して全国の全職場で順法闘争に入った。

国労では余剰人員問題の職場実態調査を四月以降実施したが、職場では要員センターが設置され、プール制による交替勤務、あるいは波動業務、特別改札業務等々、また、本来の業務と関係ない「草むしり」や「ジュース販売」などに就業させられる例も増大し、労働者の間に不安と動揺が拡大していると報告された。こうした状況のもとで、国労は九月一日から募集開始を計画している特例休職募集の撤回、雇用安定協定の存続などを要求して、八月一〇日に二時間の全国統一ストを実施した。

これに先立つ八月四日に国鉄当局は国労・全動労の七月六～七日の順法闘争など三つの闘争にたいし二七〇〇人余の処分を通告し、八・一〇ストに先制攻撃をしかけていた。なお、七月六～七日の順法闘争への処分は九月八日に第二次の処分通告がなされ、順法闘争初の解雇処分を含む一六八〇名が処分を受けた。

特例休職制度の交渉では、国労は八・三スト計画を背景に九月一日実施の中止および「在職条件の確保」「強制・強要の排除」を要求したが、交渉は難航し、二九日に公労委に斡旋申請した。公労委の斡旋を労使とも受諾したことで国労は三一日のストライキを中止し、当局は九月一日の募集開始を延期した。

当局は募集開始を九月一五日とする提案と、(1)八四年度末の退職者に限り満五六歳以上の者の退職条件は従来どおり、(2)八五年度に限り満五五歳以上の在職条件は従来どおり、という提案をした。この提案を受けて動労、全施労、鉄労は特例休職制度を一三日に妥結したが、国労・全動労は退職の「強制・強要の排除」を明確にした協定を結び、一九日に妥結した。

ついで、八四年一〇月一〇日実施予定の「余剰人員調整三項目」の本格的交渉が開始されることになった。国鉄当局はこの三項目の対策を七月一〇日に正式に提案した際に、その合意を前提にして「雇用安定協約」を継続するが、合意できなければ国鉄職員の身分保障を定めた同協約の破棄もありうるという文書を示していた。こうした国鉄当局の強い姿勢のため、交渉は当初から難航が予想された。一〇月九日になって国鉄当局は、休職制度、派遣制度にかんしては九日の二四時まで妥結したり、妥結しない場合は「雇用の安定等に関する協約」の存続について重大な決意をもってのぞまざるをえない、という提案をおこなった。

国鉄当局の強硬ともいえる提案を受けて、動労は「職場を失っては、生活はもとより、労組も運動もあり得ない」との現実的判断に立ち、雇用安定協定の確保を重視して妥結し、全施労も足並みをそろえた。鉄労は「地域本社制の導入」の提言を八四年の一七回大会でおこない、分割・民営化を事実上認めており、余剰人員対策では余剰人員の活用と業務外注化の見直しなどの方針を掲げていたが、ある程度納得できる回答が得られたとして妥結した。

だが、国労・全動労は、三項目の対策そのものが、労働者の首切りにつながるとして、全面撤回を求め、実施を前提とする交渉には応じていなかった。このため国鉄当局は「一〇日からの実施は既定方針であり、当局の専権事項」とし、国労・全動労との交渉を打ち切り、実施に移した。一〇月一一日当局は、雇用安定協約の破棄通告を国労、全動労、千葉動労におこなった。この通告により、一年後にこの協約は効力を失うことになった。つづいて、国鉄当局は、一〇月二四日に国労の三項目反対の八・一〇ストにたいし二万三三〇一人の大量処分を通告した。

国労は団交再開にむけてさまざまな活動をつづけたが、八五年一月二二日の労働大臣、二月七日の運輸大臣との会談を通じて団交再開の手掛かりをつかみ、二月八日の総裁との交渉によって一五日から三項目問題についての団交が再開されることとなった。

国労は「緊急課題の要求」として、雇用安定協約の存続、休職・派遣の強制・強要をしないことなどの要求を掲げ、三月一日のストを計画して二月末決着をメドに団交をすすめ、二月二五日から全地本で主要駅や管理局前での集会や座り込みなどの運動を展開した。三月一日早朝までつづけられた交渉で当局が、「諸懸案事項については円満解決をはかるよう誠意をもって交渉する」と回答したことでストを中止した。

三月二七日に国労は公労委に仲裁申請したが、四月四日裁定が出され、妥結を条件に五五歳以上の職員にたいしベースアップは現行のままとする、という内容であった。これによって勧奨退職の一部修正で国労は妥結を決定し、雇用安定協約の破棄通告については一一月三〇日まで有効期限のある協約とすることで、当局は破棄通告を撤回した。

国労は五月二七日に臨時大会を開き余剰人員対策諸協定の承認をはかったが、激論のすえ大会議長団取り扱いといったかたちで協定を承認し、三項目闘争の総括については定期大会でおこなうこととなった。

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
